賃貸借契約書（長期継続契約）

　上尾市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）とは、次の条項により受注者所有の　　　　　　　　　　　　　（以下「装置等」という。）の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

　（契約の趣旨）

1. 本契約は発注者が使用する次条第１号記載の装置等を、受注者が

　　　　　　　（以下「納入業者」という。）から購入し、発注者と受注者との間で賃貸借する条件を定めるものとする。

　（契約の条件）

第２条　本契約の条件は、次条以下に定めるほか、次の各号に定めるとおりとする。

(１)　装置等の種類（仕様）は、別紙のとおりとする。

　(２)　装置等の月額契約金額は以下のとおりとする。

　　　　賃貸借料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）　　　　　　　　　　円

　　　　合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　(３)　装置等の借入（据付）場所は、　　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

　(４)　装置等の賃貸借期間は令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）。

　（賃貸借料及び消費税等）

第３条　装置等の賃貸借料及び消費税等は、前条第２号記載の金額とする。

２　賃貸借料及び消費税等は発注者に装置等を引渡した日から起算し、この契約解約の日までを賃貸借期間として、月毎に計算する。

　（賃貸借料及び消費税等の支払）

第４条　この契約に定める賃貸借料及び消費税等の支払は１ヶ月の賃貸借期間終了後、発注者は受注者の適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に受注者に支払うものとする。

２　前項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等により、この契約を締結した後に消費税額に変動が生じているときは、発注者は、第２条第２号記載の金額にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

　（装置等の保守）

第５条　発注者は、装置等が正常に作動するよう、製造メーカー等に委託して装置等の調整、修理または部品の交換等所要の保守を行うものとする。

２　前項保守に関する一切の費用は、発注者の負担とするものとする。

　（装置等の追加）

第６条　装置等の追加を希望する場合は、その追加装置等についてあらためて別の契約を締結するものとする。

　（装置等の取り替えまたは改造）

第７条　装置等の取り替えまたは改造は、あらかじめ文書をもって受注者の承諾を得、発注者の負担で行うものとする。

２　装置等の取り替えまたは改造によって契約内容を改定する必要が生じた場合は、変更契約の締結をするものとする。ただし、取り替えの場合の装置等の追加については、前条の規定によるものとする。

　（他の機械器具等の取付け）

第８条　装置等に他の機械器具等を取り付ける必要が生じた場合は、あらかじめ文書をもって、受注者の承諾を得るものとする。

２　受注者は前項の他の機械器具等の取り付けが装置等の機能に支障を与えるものと認めたときは、これを拒否することができる。

　（契約不適合責任）

第９条　発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、受注者は発注者に対して責めを負わないものとする。

２　前項の場合において、発注者は、受注者が納入業者に対して取得する権利を受注者から譲り受けるものとし、受注者は、納入業者に対する買主としての請求権を発注者に譲渡する手続をとり、発注者の売主に対する直接請求に協力するものとする。

　（装置等の移転）

第１０条　装置等を第２条第３号に掲げる借入（据付）場所から移転する必要が生じたときは、あらかじめ文書をもって受注者の承諾を得るものとする。この場合、装置等の移転に要する費用は発注者で負担するものとする。

　（装置等の返還）

第１１条　発注者は解約により装置等を返還する場合は、他の機械器具等の取り外しなどによって装置等を引渡し当時の状態に戻すものとする。また装置等の返還後の旧借入（据付）場所の修復についても、発注者が行うものとする。

２　装置等に欠損のあった場合は、受注者はその旨文書で確認するものとする。

３　装置等の返還にあたって、受注者は装置等の引渡し、荷造り及び運送に立ち会うため従業員を派遣する。発注者はその指示に協力するものとする。

４　装置等の返還に要する荷造りおよび運送の費用は受注者で負担するものとする。

　（善良な管理者としての義務）

第１２条　発注者は、装置等の借入（据付）場所をあらかじめ受注者が申し出た温度、湿度その他良好な環境の保持等、善良な管理者の注意をもって装置等を管理するものとする。

２　発注者の故意または重大な過失によって装置等が損害を受けまたは、これに欠損があった場合は受注者はその賠償を請求するものとする。

３　発注者は、装置等を他人の権利の目的物とすることはできない。

　（立ち入り権および秘密保持）

第１３条　受注者および納入業者の従業員を装置等の保守、保持管理等のため、装置等の借入（据付）場所に立ち入らせることができる。

２　受注者および納入業者は前項の立ち入りに際して得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

　（契約の違反）

第１４条　発注者および受注者は、相手方がこの契約の責務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができる。

（特約条項）

第１５条　本契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算について減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定により本契約を変更し、又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対し損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

　（協議）

第１６条　この契約に定めのない事項または、この契約の履行につき疑義を生じた場合は、発注者と受注者で協議し、円満に解決を図ることとする。

　（紛争の処理）

第１７条　前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が円満に解決できない場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者および受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

発　注　者　　住　所　　埼玉県上尾市本町三丁目１番１号

氏　名　　上尾市

上尾市長　　畠　　山　　　　稔　　　　 印

受　注　者　　住　所

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印